

農業委員会だより

農地の売買や転用、そのほか農地に関することは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

農業委員会 ☎0968(25)7235
七城支所 ☎0968(25)1080
旭志支所 ☎0968(25)3334
泗水支所 ☎0968(25)2155

農地の貸し借り・売買には許可が必要です

農地（田や畑）は誰でも借りたり、買ったたりすることはできません。農業委員会への申請、許可が必要です。農業委員会の許可がなければ、農地を買っても登記ができません。

■農地を借りたり、買ったたりできる人の条件

- ① 農地の全てについて耕作すると認められること
- ② 耕作など必要な農作業に常時従事すると認められること
- ③ 50a（≒5反≒5千㎡）以上を耕作すること

※ただし、旧菊池市区域20a（≒2反≒2千㎡）以上を耕作すること。

農地所有適格法人（要登録）も貸借・売買ができます。農地所有適格法人以外の法人、農作業常時従業以外の個人も条件付きで賃貸借できます。

さらに、売買する農地が農振農用地内の区域で、農地を買う人が▼あつせん譲受等候補者名簿に登録されている▼専業農家もしくは農地所有適格法人▼経営面積が基準（注1）をクリアしている、などであれば、農業経営基盤強化促進法による優遇措置を受けること

ができます。

■優遇措置の内容

- ① 農地を売った人は、税金（譲渡所得税の800万円まで）の特別控除が受けられます。
- ② 所有権移転登記が嘱託登記のできるの、登記の費用が安くすみます。
- ③ 農地を買った人には、不動産取得税の3分の1が控除されます。

（注1）経営面積166a以上。ただし、菊池市河原・水源・龍門・迫間地区は120a以上。

農地は無断転用できません！

自分の農地であっても、家や店舗、畜舎や倉庫などの農業用施設を建てたり、太陽光発電、資材置場や駐車場、植林などにする時には、転用申請と許可が必要です。

- ① 所有者が自分の所有する農地を転用する場合↓農地法第4条許可申請
- ② 所有者以外の人が農地を転用する場合↓農地法第5条許可申請

農地の売買・賃貸借・転用を予定している人は、事前に農業委員会にご相談ください。

※許可できない場所もあります。

※無断転用には罰則（3年以下の懲役または300万円以下…法人は1億円以下の罰金）があります。

12月の申請締切日は12月20日(木)です

農地の売買や賃貸借、農地転用の申請を予定されている人は、農業委員会総会に諮る必要がありますので、忘れずに申請してください。毎月25日を締切としています。12月は年末年始をはさむため締切が早くなっています。

申請締切日 12月20日(木)
農業委員会総会 平成31年1月10日(木)

農地利用に関するアンケートを行います

今後の農地利用のあり方を検討するため、農家の皆さまを対象に12月からアンケート調査を実施します。

農業委員・農地利用最適化推進委員が調査に伺いますので、ご理解とご協力をお願いします。

